

国立大学法人高知大学研究インテグリティ連絡会設置要項

令和6年3月29日
学長裁定

(設置)

第1条 国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）に、研究活動の国際化及びオープン化に伴い、外国の政府、機関若しくは法人等（大学を含む。）又はそれらの強い影響下にある国内の法人等（以下「外国機関等」という。）との関係により新たに懸念されるリスク（以下「懸念リスク」という。）に対して研究者等及び本学の研究インテグリティを確保するため、懸念リスクに係る情報の共有及び分析を行う研究インテグリティ連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

(懸念リスク及び情報の範囲)

第2条 懸念リスクとは、本学の役員及び職員（以下「職員等」という。）並びに学生及び研究員等（以下「学生等」という。）による外国機関等との学術交流や産学官連携に伴い発生する、利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、教育・研究活動に影響するリスクその他研究者本人又は本学の信頼が低下するリスクをいう。

2 懸念リスク管理のために取り扱う情報の範囲は、次に掲げる外国機関等との関係に係る情報とする。

- (1) 兼業、クロスアポイントメント、荣誉職の称号の授与等に関すること。
- (2) 共同研究契約、受託研究契約等に関すること。
- (3) 寄附金、助成金、物品等の受入に関すること。
- (4) 研究者、学生等の受入又は研究者、学生等の派遣に関すること。
- (5) 安全保障輸出管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、外国機関等との学術交流、産学官連携その他外国機関等からの人的又は物的支援に関すること。

(構成員)

第3条 連絡会は、次に掲げる課及び室の長をもって構成する。

- (1) 総務部人事課
- (2) 財務部財務課
- (3) 財務部経理課
- (4) 研究国際部研究推進課
- (5) 研究国際部地域連携課
- (6) 学務部国際教育支援室
- (7) 医学部・病院事務部総務企画課
- (8) 医学部・病院事務部会計課

2 前項各号に掲げる者のほか、連絡会が必要と認めた者を臨時構成員とすることができる。

(運営等)

第4条 構成員が第2条第2項各号に掲げる懸念リスクに係る情報を把握したときは、連絡会を招集し、その情報の共有を図るものとする。

2 連絡会は、前項の情報を分析し、研究者等及び本学の研究インテグリティを確保するため対応する必要があると認めたときは、理事（研究・医療・評価・IR担当）に報告するものとする。

3 連絡会は、必要に応じて本学の利益相反マネジメント体制及び安全保障輸出管理体制等と連携をとるものとする。

4 連絡会は、情報の収集及び分析に際し、必要に応じて有識者に意見を求めることができる。

5 連絡会は、情報の収集及び分析に際し、必要に応じて職員等及び学生等に情報の提供を求めることができる。

(秘密の保持)

第5条 構成員（臨時構成員を含む。）、前条第2項により報告を受ける理事、前条第4項により連絡会から意見を聴取された者、次条第2項の相談窓口の担当者及び第7条の事務を担当する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(相談窓口)

第6条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、第3条第1項に規定する各課及び室に相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口を担当者を置き、第3条第1項に規定する課及び室の職員をもって充てる。

(庶務)

第7条 連絡会の事務は、関係各課の協力を得て、研究国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に掲げるもののほか、連絡会の運営等に関し必要な事項は、連絡会が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年3月29日から施行する。